

営業税を増値税に改めて徴収する
試行実施弁法

2016年3月23日財政部及び国家税務総局財税[2016]36号により発布

同年5月1日施行

目次

- 第1章 納税者及び源泉徴収義務者
- 第2章 徴税範囲
- 第3章 税率及び徴収率
- 第4章 納付すべき税額の計算
 - 第1節 一般性規定
 - 第2節 一般税計算方法
 - 第3節 簡易税計算方法
 - 第4節 売上高の確定
- 第5章 納税義務及び源泉徴収義務発生の時並びに納税場所
- 第6章 税収減免の処理
- 第7章 徴収管理

第1章 納税者及び源泉徴収義務者

第1条 中華人民共和国国内（以下「国内」という。）においてサービス、無形資産又は不動産を販売する（以下「課税行為」という。）単位及び個人は、これを増値税納税者とし、この弁法に従い増値税を納付しなければならないが、営業税を納付しない。

2 「単位」とは、企業、行政単位、事業単位、軍事単位、社会团体その他の単位をいう。

3 「個人」とは、個人工商業者その他の個人をいう。

第2条 単位が請負、リース又は名義借方式により経営する場合において、請負人、レッサー又は名義借人（以下「請負人」と総称する。）が注文者、レッサー又は名義貸人（以下「注文者」という。）の名で対外的に経営し、かつ、注文者が関連する法律責任を引き受けるときは、当該注文者を納税者とする。しからざる場合には、請負人を納税者とする。

第3条 納税者は、一般納税者及び小規模納税者に分かれる。

2 課税行為の年度増値税徴収売上高（以下「課税売上高」という。）が財政部及び国家税務総局所定の標準を超える納税者は、これを一般納税者とする。所定の標準を超えない納税者は、これを小規模納税者とする。

3 年度課税売上高が所定の標準を超えるその他の個人は、一般納税者に属しない。年度課税売上高が所定の標準を超えるが、課税行為が経常的には発生しない単位及び個人工商業者は、小規模納税者として納税する旨を選択することができる。

第4条 年度課税売上高が所定の標準を超えない納税者は、会計計算が健全であり、正確な税務資料を提供することのできる場合には、主管税務機関に対し一般納税者資格登記手続をし、一般納税者となることができる。

2 「会計計算が健全であること」とは、国の統一的会計制度の規定に従い帳簿を設置し、適法かつ有効な証憑に基づき計算することをいう。

第5条 一般納税者条件に適合する納税者は、主管税務機関に対し一般納税者資格登記手続をしなければならない。具体的登記弁法は、国家税務総局がこれを制定する。

2 国家税務総局に別段の定めのある場合を除き、登記を経て一般納税者となった後は、小規模納税者に転換することができない。

第6条 中華人民共和国国外（以下「国外」という。）の単位又は個人につき国内において課税行為が発生した場合において、国内において経営機構を設置していないときは、購入者を増値税源泉徴収義務者とする。ただし、財政部及び国家税務総局に別段の定めのある場合を除く。

第7条 2名以上の納税者は、財政部及び国家税務総局の認可を経れば、これらを1名の納税者とみなして併合して納税することができる。具体的弁法は、財政部及び国家税務総局が別にこれを制定する。

第8条 納税者は、国の統一的会計制度に従い増値税会計計算をしなければならない。

第2章 徴税範囲

第9条 課税行為の具体的範囲については、この弁法に添付された「サービス、無形資産及び不動産販売注釈」に従い執行する。

第10条 「サービス、無形資産又は不動産の販売」とは、有償でサービスを提供し、又は有償で無形資産若しくは不動産を譲渡することをいう。ただし、次の非経営活動に属する事情を除く。

(1) 行政単位が收受し同時に次の条件を満たす政府性基金又は行政事業性收受費用

① 国務院若しくは財政部が設立を承認した政府性基金又は国務院若しくは省級人民政府及びその財政・価格主管部門が設定を承認した行政事業性收受費用

② 收受する際に省級以上の財政部門が印刷・作成を監督した財政証憑を発行すること。

③ 收受される金額の全部が財政に上納されること。

(2) 単位又は個人工商業者が採用する従業員が当該単位又は雇用主のために賃金を取得するサービスを提供すること。

(3) 単位又は個人工商業者が採用する従業員のためにサービスを提供すること。

(4) 財政部及び国家税務総局所定のその他の事情

第11条 「有償」とは、貨幣、物品その他の経済利益を取得することをいう。

第12条 「国内においてサービス、無形資産又は不動産を販売すること」とは、次のことをいう。

(1) サービス（不動産リースを除く。）又は無形資産（自然資源使用权を除く。）の販売者又は購入者が国内にいること。

(2) 販売され、又はリースされる不動産が国内にあること。

(3) 販売される自然資源使用权の自然資源が国内にあること。

(4) 財政部及び国家税務総局所定のその他の事情

第13条 次の事情は、国内においてサービス又は無形資産を販売することに属しない。

(1) 国外の単位又は個人が国内の単位又は個人に対し完全に国外において生ずる

サービスを販売すること。

- (2) 国外の単位又は個人が国内の単位又は個人に対し完全に国外において使用する無形資産を販売すること。
- (3) 国外の単位又は個人が国内の単位又は個人に対し完全に国外において使用する有形動産をリースすること。
- (4) 財政部及び国家税務総局所定のその他の事情

第14条 次の事情は、サービス、無形資産又は不動産を販売することとみなす。

- (1) 単位又は個人工商業者が他の単位又は個人に対し無償でサービスを提供すること。ただし、公益事業に用い、又は社会公衆を対象とする場合を除く。
- (2) 単位又は個人が他の単位又は個人に対し無形資産又は不動産を無償で譲渡すること。ただし、公益事業に用い、又は社会公衆を対象とする場合を除く。
- (3) 財政部及び国家税務総局所定のその他の事情

第3章 税率及び徴収率

第15条 増値税の税率

- (1) 納税者につき課税行為が発生する場合には、第(2)号ないし第(4)号の規定を除き、税率は、6パーセントとする。
- (2) 交通運送、郵政、基礎電信、建築若しくは不動産リースのサービスを提供し、不動産を販売し、又は土地使用権を譲渡する場合には、税率は、11パーセントとする。
- (3) 有形動産リース・サービスを提供する場合には、税率は、17パーセントとする。
- (4) 国内の単位及び個人につき発生したクロスボーダー課税行為については、税率は、0とする。具体的範囲は、財政部及び国家税務総局が別に定める。

第16条 増値税徴収率は、3パーセントとする。ただし、財政部及び国家税務総局に別段の定めのある場合を除く。

第4章 納付すべき税額の計算

第1節 一般性規定

第17条 増値税の税計算方法には、一般税計算方法及び簡易税計算方法が含まれる。

第18条 一般納税者につき発生する課税行為については、一般税計算方法を適用して税を計算する。

2 一般納税者につき財政部及び国家税務総局所定の特定納税行為が発生する場合には、簡易税計算方法の適用を選択して税を計算することができる。ただし、選択を経れば、36か月内においては、変更することができない。

第19条 小規模納税者につき発生する課税行為には、簡易税計算方法を適用して税を計算する。

第20条 国外の単位又は個人につき国内において課税行為が発生する場合において、国内に経営機構を設置していないときは、源泉徴収義務者は、次の公式に従い源泉徴収すべき税額を計算する。

$$\text{源泉徴収すべき税額} = \text{購入者の支払う代金} \div (1 + \text{税率}) \times \text{税率}$$

第2節 一般税計算方法

第21条 「一般税計算方法の納付すべき税額」とは、当期の売上税額から当期の仕入税額を控除した後の残額をいう。納付すべき税額の計算公式は、次のものとする。

$$\text{納付すべき税額} = \text{当期売上税額} - \text{当期仕入税額}$$

2 当期売上税額が当期仕入税額を下回って控除に足りない場合には、その不足部分は、これを翌期に繰り越して控除を継続することができる。

第 22 条 「売上税額」とは、納税者につき課税行為が発生する場合において、売上高及び増値税の税率に従い計算して収受する増値税額をいう。売上税額の計算公式は、次のものとする。

$$\text{売上税額} = \text{売上高} \times \text{税率}$$

第 23 条 一般税計算方法の売上高は、売上税額を含まない。納税者は、売上高及び売上税額合算価格決定方法を採用する場合には、次の公式に従い売上高を計算する。

$$\text{売上高} = \text{税を含む売上高} \div (1 + \text{税率})$$

第 24 条 「仕入税額」とは、納税者が物品、加工・修理・整備労務、サービス、無形資産又は不動産を購入する場合において、支払い又は負担する増値税額をいう。

第 25 条 次の仕入税額は、売上税額からこれを控除することを許可する。

- (1) 販売者から取得した増値税専用インボイス（税統制自動車売上統一インボイスを含む。以下同じ。）上に注記された増値税額
- (2) 税関から取得した税関輸入増値税専用納付書上に注記された増値税額
- (3) 農産物の購入については、増値税専用インボイス又は税関輸入増値税専用納付書の取得を除き、農産物買上インボイス又は売上インボイス上に注記された農産物購入価格及び 13 パーセントの控除率に従い計算した仕入税額。計算公式は、次のものとする。

$$\text{仕入税額} = \text{購入価格} \times \text{控除率}$$

「購入価格」とは、納税者が農産物を購入する場合において、農産物買上インボイス又は売上インボイス上に注記された代金及び規定に従い納付したタバコ税をいう。

農産物を購入する場合には、「農産物増値税仕入税額査定・控除試行実施弁法」に従い仕入税額を控除する場合を除く。

- (4) 国外の単位又は個人からサービス、無形資産又は不動産を購入する場合において、税務機関又は源泉徴収義務者から取得した税金を納付した旨の税金完納証憑上に注記した増値税額

第 26 条 納税者の取得した増値税控除証憑が法律、行政法規又は国家税務総局の関係規定に適合しない場合には、その仕入税額は、売上税額からこれを控除することができない。

2 「増値税控除証憑」とは、増値税専用インボイス、税関輸入増値税専用納付書、農産物買上インボイス、農産物売上インボイス及び税完納証憑をいう。

3 納税者は、税完納証憑に基づき仕入税額を控除する場合には、書面による契約、支払証明及び国外単位の照合表又はインボイスを具備しなければならない。資料が不完全である場合には、その仕入税額は、売上税額から控除することができない。

第 27 条 次の項目の仕入税額は、これを売上税額から控除することができない。

- (1) 簡易税計算方法に用いる税計算項目、増値税徴収免除項目、集団福利又は個人消費の購入物品、加工・修理・整備労務、サービス、無形資産及び不動産。そのうちの関係する「固定資産、無形資産又は不動産」とは、上記項目にもつぱら用いる固定資産、無形資産（その他の権益性無形資産を含まない。）又は不動産のみをいう。

納税者の接待交際消費は、個人消費に属する。

- (2) 非正常損失の購入物品並びに関連する加工・修理・整備労務及び交通運送サービス

- (3) 非正常損失の仕掛品又は完成品に用いた購入物品（固定資産を含まない）、加工・修理・整備労務及び交通運送サービス
- (4) 非正常損失の不動産並びに当該不動産に用いた購入物品、設計サービス及び建築サービス
- (5) 非正常損失の不動産の建中工事に用いた購入物品、設計サービス及び建築サービス
納税者による不動産の新規建設、改造建設、拡大建設、修繕又は装飾は、いずれも不動産の建中工事に属する。
- (6) 購入した旅客運送サービス、ローン・サービス、飲食サービス、住民日常生活サービス及び娯楽サービス
- (7) 財政部及び国家税務総局所定のその他の事情

2 前項第(4)号及び第(5)号における「物品」とは、不動産実体を構成する材料及び設備をいい、建築装飾材料並びに給排水、暖房、衛生、通風、照明、通信、ガス、消防、中央空調、エレベーター、電気、スマート・ビルディング設備及び付帯施設をいう。

第 28 条 不動産又は無形資産の具体的範囲については、この弁法に添付された「サービス、無形資産又は不動産販売注釈」に従い執行する。

2 「固定資産」とは、使用期間が 12 か月を超える機器、機械、運送手段その他の生産・経営と関係する設備、工具及び器具等の有形動産をいう。

3 「非正常損失」とは、管理の不全によりもたらされる物品の窃取、紛失及びかびによる腐敗・変質並びに法律・法規違反によりもたらされる物品又は不動産の法による没収、廃棄又は収去の事情をいう。

第 29 条 一般税計算方法を適用する納税者は、簡易税計算方法税計算項目又は増値税徴収免除項目を兼営し、かつ、控除することのできない仕入税額を区分するすべのない場合には、次の公式に従い控除することのできない仕入税額を計算する。

控除することのできない仕入税額＝当期の区分するすべのない全部の仕入税額
×（当期簡易税計算方法税計算項目売上高＋増値税徴収免除項目売上高）÷当期全部売上高

2 主管税務機関は、上記公式に従い年度データにより控除することのできない仕入税額について清算をすることができる。

第 30 条 既に仕入税額を控除した購入物品（固定資産を含まない）、労務又はサービスにつき第 27 条所定の事情（簡易税計算方法税計算項目及び増値税徴収免除項目を除く。）が発生した場合には、当該仕入税額を当期仕入税額から控除しなければならない。当該仕入税額を確定するすべのない場合には、当期実際原価に従い控除すべき仕入税額を計算する。

第 31 条 既に仕入税額を控除した固定資産、無形資産又は不動産につき第 27 条所定の事情が発生した場合には、次の公式に従い控除することのできない仕入税額を計算する。

控除することのできない仕入税額＝固定資産、無形資産又は不動産純価値×適用税率

2 「固定資産、無形資産又は不動産純価値」とは、納税者が財務会計制度に基づき固定資産減価償却又は無形資産減価償却を計上した後の残額をいう。

第 32 条 納税者は、一般税計算方法を適用して税を計算する場合には、販売の割戻し、中止又は返還により購入者に返還する増値税額については、当期の売上税額から控除しなければならない。販売の割戻し、中止又は返還により回収した増値税額は、

当期の仕入税額からこれを控除しなければならない。

第 33 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、売上高及び増値税税率に従い納付すべき税額を計算しなければならないが、仕入税額を控除することができず、かつ、増値税専用インボイスを使用することができない。

- (1) 一般納税者の会計計算が健全でなく、又は正確な税務資料を提供することのできないとき。
- (2) 一般納税者資格登記手続をすべきなのにしていないとき。

第 3 節 簡易税計算方法

第 34 条 「簡易税計算方法の納付すべき税額」とは、売上高及び増値税徴収率に従い計算した増値税額をいい、仕入税額を控除することができない。納付すべき税額の計算公式は、次のものとする。

納付すべき税額＝売上高×徴収率

第 35 条 簡易税計算方法の売上高には、その納付すべき税額を含めない。納税者は、売上高及び納付すべき税額合算価格決定方法を採用する場合には、次の公式に従い売上高を計算する。

売上高＝税を含む売上高÷（1＋徴収率）

第 36 条 納税者は、簡易税計算方法を適用して税を計算する場合には、販売の割戻し、中止又は返還により購入者に返還する売上高については、当期売上高からこれを控除しなければならない。当期売上高を控除した後になお残額があり過納付の税金をもたらした場合には、以後の納付すべき税額からこれを控除することができる。

第 4 節 売上高の確定

第 37 条 「売上高」とは、納税者につき課税行為が発生して取得する全部の代金及び価格外費用をいう。ただし、財政部及び国家税務総局に別段の定めのある場合を除く。

2 「価格外費用」とは、価格外において收受する各種性質の收受費用をいう。ただし、次の項目を含まない。

- (1) 代理して收受し、かつ、第 10 条の規定に適合する政府性基金又は行政事業性收受費用
- (2) 委託者の名によりインボイスを発行し委託者を代理して收受する金額

第 38 条 売上高は、人民幣により計算する。

2 納税者は、人民幣以外の貨幣に従い売上高を決済する場合には、人民幣に換算して計算しなければならない。換算率については、売上高が発生した当日又は当月 1 日の人民幣為替レート中間値を選択することができる。納税者は、事前にいずれの種類の換算率を採用するかを確定しなければならないが、確定後 12 か月内においては変更することができない。

第 39 条 納税者は、物品、労務、サービス、無形資産又は不動産の販売を兼営する場合において、異なる税率又は徴収率を適用するときは、異なる税率又は徴収率を適用する売上高を分別して計算しなければならない。分別計算をしなかった場合には、高きに従い税率を適用する。

第 40 条 1 つの販売行為がサービスにかかわり、かつ、物品にかかわる場合には、混合販売とする。物品の生産、卸売又は小売に従事する単位及び個人工商業者の混合販売行為については、物品の販売として増値税を納付する。その他の単位及び個人工商業者の混合販売行為については、サービスの販売として増値税を納付する。

2 この条にいう物品の生産、卸売又は小売に従事する単位及び個人工商業者には、物品の生産、卸売又は小売への従事を主とし、かつ、サービスの販売を兼営する単位

及び個人工商業者が含まれる。

第 41 条 納税者は、免税又は減税項目を兼営する場合には、免税又は減税項目の売上高を分別して計算しなければならない。分別計算をしなかった場合には、免税し、又は減税することができない。

第 42 条 納税者は、課税行為が発生した場合において、増値税専用インボイスを発行した後にインボイス発行につき錯誤があり、又は販売割戻し、中止若しくは返還等の事情が発生したときは、国家税務総局の規定に従い赤文字の増値税専用インボイスを発行しなければならない。規定どおりに赤文字の増値税専用インボイスを発行しなかった場合には、第 32 条及び第 36 条の規定に従い売上税額又は売上高を控除することができない。

第 43 条 納税者は、課税行為が発生した場合において、代金及び割引額を同一のインボイス上に分別して注記するときは、割引後の代金を売上高とする。同一のインボイス上に分別注記をしなかった場合には、代金を売上高とするものとし、割引額を控除することができない。

第 44 条 納税者につき課税行為が発生した場合において、価格が明らかに低すぎ、若しくは高すぎ、かつ、合理的商業目的のないとき、又は第 14 条所定の行為が発生したのに売上高のないときは、主管税務機関は、次の順序に従い売上高を確定する権限を有する。

- (1) 納税者が直近の期間に同類のサービス、無形資産又は不動産を販売した平均価格に従い確定する。
- (2) 他の納税者が直近の期間に同類のサービス、無形資産又は不動産を販売した平均価格に従い確定する。
- (3) 組成税計算価格に従い確定する。組成税計算価格の公式は、次のものとする。
組成税計算価格＝原価×(1＋原価利益率)
原価利益率は、国家税務総局がこれを確定する。

2 「合理的商業目的がないこと」とは、税収利益の取得追求を主たる目的とし、人為的手配を通じて増値税納付税金を減少させ、免れ、若しくは遅延し、又は還付増値税税金を増加させることをいう。

第 5 章 納税義務及び源泉徴収義務発生の時並びに納税場所

第 45 条 増値税納税義務及び源泉徴収義務発生の際は、次の規定による。

- (1) 納税者につき課税行為が発生し、かつ、売上代金の收受を完了し、又は請求する売上代金を取得した証憑の当日。先にインボイスを発行した場合には、インボイス発行の当日とする。

「売上代金の收受を完了すること」とは、納税者がサービス、無形資産若しくは不動産を販売する過程において、又はこれらを完了した後に代金を收受することをいう。

「請求する売上代金を取得した証憑の当日」とは、書面による契約により確定される支払日をいう。書面による契約を締結しなかった、又は書面による契約が支払日を確定しなかった場合には、サービス若しくは無形資産の譲渡が完了した当日又は不動産の権利帰属が変更した当日とする。

- (2) 納税者が建築サービス又はリース・サービスを提供する場合において、前受金方式を採用したときは、その納税義務発生の際は、前受金を收受した当日とする。
- (3) 納税者が金融商品の譲渡に従事する場合には、金融商品の所有権が移転した

当日とする。

- (4) 納税者につき第 14 条所定の事情が発生した場合には、その納税義務の発生時は、サービス若しくは無形資産の譲渡が完了した当日又は不動産の権利帰属が変更した当日とする。
- (5) 増値税源泉徴収義務発生時は、納税者の増値税納税義務が発生した当日とする。

第 46 条 増値税の納税場所は、次の規定による。

- (1) 固定業者は、その機構所在地又は居住地の主管税務機関に対し申告して納税しなければならない。本部機構及び分支機構が同一の県（市）にない場合には、それぞれの所在地の主管税務機関に対しそれぞれ申告して納税しなければならない。財政部及び国家税務総局又はそれらが授権する財政及び税務機関の承認を経れば、本部機構が本部機構所在地の主管税務機関に対し集計し、申告して納税することができる。
- (2) 非固定業者は、課税行為発生地主管税務機関に対し申告して納税しなければならない。納税のための申告をしなかった場合には、その機構所在地又は居住地の主管税務機関が税金を補足徴収する。
- (3) その他の個人は、建築サービスを提供し、不動産を販売し、若しくはリースし、又は自然資源使用权を譲渡した場合には、建築サービス発生地、不動産所在地又は自然資源所在地の主管税務機関に対し申告して納税しなければならない。
- (4) 源泉徴収義務者は、その機構所在地又は居住地の主管税務機関に対し源泉徴収した税金を申告して納付しなければならない。

第 47 条 増値税の納税期間は、それぞれ 1 日、3 日、5 日、10 日、15 日、1 か月又は 1 四半期とする。納税者の具体的納税期間は、主管税務機関が納税者の納付すべき税額の大小に基づきそれぞれ査定する。1 四半期を納税期間とする規定は、小規模納税者、銀行、財務会社、信託投資会社、信用社並びに財政部及び国家税務総局所定のその他の納税者に適用する。固定期間に従い納税することのできない場合には、そのつど納税することができる。

2 納税者は、1 か月又は 1 四半期を 1 納税期とする場合には、期間満了の日から 15 日以内に申告して納税する。1 日、3 日、5 日、10 日又は 15 日を 1 納税期とする場合には、期間満了の日から 5 日以内に税金を予納し、翌月 1 日から 15 日以内に申告して納税し、かつ、前月の納付税金を清算する。

3 源泉徴収義務者が税金を納付する期間については、前二項の規定に従い執行する。

第 6 章 税収減免の処理

第 48 条 納税者は、課税行為が発生した場合において、免税又は減税の規定を適用するときは、免税又は減税を放棄し、この弁法の規定により増値税を納付することができる。免税又は減税を放棄した後には、36 か月内においては、免税又は減税を再度申請することができない。

2 納税者につき課税行為が発生し同時に免税及び 0 税率の規定を適用する場合には、納税者は、免税又は 0 税率の適用を選択することができる。

第 49 条 個人につき課税行為が発生した売上高が増値税徴収開始基準点に到達しなかった場合には、増値税の徴収を免除する。徴収開始基準点に到達した場合には、全額につき増値税を計算して納付する。

2 増値税徴収開始基準点は、一般納税者として登記した個人工商業者に適用しない。

第 50 条 増値税徴収開始基準点の範囲は、次の規定による。

- (1) 期間に従い納税する場合には、月売上高 5000 元ないし 2 万元(当該数を含む。)とする。
 - (2) そのつど納税する場合には、各回(日)売上高 300 元ないし 500 元(当該数を含む。)とする。
- 2 徴収開始基準点の調整は、財政部及び国家税務総局がこれを定める。省、自治区又は直轄市の財政庁(局)及び国家税務局は、所定の範囲内において、実情に基づき当該地区に適用する徴収開始基準点を確定し、かつ、財政部及び国家税務総局に報告してファイリングしなければならない。
- 3 増値税小規模納税者中の月売上高が 2 万元に到達しなかった企業又は非企業性単位については、増値税の徴収を免除する。2017 年 12 月 31 日前においては、月売上高が 2 万元(当該数を含む。)ないし 3 万元の増値税小規模納税者については、増値税の徴収を免除する。

第 7 章 徴収管理

第 51 条 営業税を改めて徴収する増値税は、国家税務局が徴収につき責任を負う。納税者が販売して取得する不動産及びその他の個人が不動産をリースする増値税については、国家税務局は、暫定的に地方税務局に委託して代わって徴収させる。

第 52 条 納税者は、0 税率が適用される課税行為が発生した場合には、期間に従い主管税務機関に対し申告して税還付(免税)手続をしなければならない。具体的弁法は、財政部及び国家税務総局がこれを制定する。

第 53 条 納税者は、課税行為が発生した場合には、増値税専用インボイスの取得を求める購入者に対し増値税専用インボイスを発行し、かつ、増値税専用インボイス上に売上高及び売上税額を分別して注記しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、増値税専用インボイスを発行することができない。

- (1) 消費者個人に対しサービス、無形資産又は不動産を販売したとき。
- (2) 増値税徴収免除規定が適用される課税行為

第 54 条 小規模納税者につき課税行為が発生した場合において、購入者は、増値税専用インボイスの取得を求めるときは、主管税務機関に対し代理発行を申請することができる。

第 55 条 納税者の増値税の徴収管理については、この弁法、「税収徴収管理法」及び現行の増値税徴収管理の関係規定に従い執行する。

付属書:サービス、無形資産又は不動産販売注釈(省略)

(中文法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：広瀬元康 事務局長：森啓太)